



号 外

No. 428

1991.10.18

三池炭鉱
労働組合

電話 53-3033
炭電 528

保安を守り労働条件向
上のために力をあわせ
てたたかおう

人並みの退職手当を獲得しよう

坑外勤続三十年で一千万円——二十二日から中央交渉

炭労の秋闘は退職手当、じん肺、せき損、職業病（振動障害、難聴、熱中症、腰痛）など諸条件の引き上げをはかるたかいは、九月三十日、石炭各社に要求書を提出、十月二十二日から第一回交渉が行なわれます。石炭産業は、八次策の最終年度を目前に合理化によるコスト削減と高効率化を進めています。その結果、労働諸条件や福利厚生などが一方的に削減され、労働者は犠牲を強いられています。私たちは「他産業より劣悪な労働環境」のなかで働き、「地下産業労働者にふさわしい労働条件」を実現するために、石炭企業の健保等級の頭打ちを撤廃させ、坑外勤続三十年定年退職者で三十五万円の引き上げ（坑外現行・九百七十七万円）で、一千万円をめざしてたたかいを進めています。退職後の生活基盤確立と、その他の労働条件の改善のためにがんばりましょう。

労働者の生活実態を無視

秋闘の諸要求については、過去、じん肺、せき損と退職手当が若干引き上げられただけで、他産業との格差は拡大する一方となっています。

昨年、炭労は諸要求の引き上げをはかるためにストライキをかまえてたたかいましたが、会社は赤字経営や過剰貯炭を理由として退職手当もわずかな引き上げで妥結せざるをえませんでした。

その内容は、実勤続三十年以上の者十五万円、二十五年以上の者九万八千円、二十年以上の者六万円、十五年以上の者二万三千円、十年以上の者八千円の定年支給金の引き上げとじん肺、せき損の入院準備金二千万円と栄養補給管理費二百円を引き上げただけで、その他は六十年以降まったく改善されていません。

特に退職手当の基礎日額については、五年間ゼロ回答を強行し、炭鉱労働者の切実な要求を無視し続けてきました。今

要求内容

年度はなんとしてでも基礎日額の引き上げをはかり、労働者の生活向上をめざそうではありませんか。

1、退職手当

① 基礎日額を百八十二円引き上げ、五千五百七十二円とすること。

② 自己都合退職の特別加給金は、十年以上三十五年まで五年毎にそれぞれ引き上げること。

③ 特別加給は会社都合、業務上死亡、負傷、疾病による退職についても定年退職と同日額とすること。なお、業務外死亡、負傷、疾病による退職についても特別加給をすること。

④ その他

2、じん肺

配置転換手当、休業補償、栄養補給、入院準備金、家族見舞、解雇制限等の要求。

3、せき損

休業補償、入院準備金、家族見舞、退職金別金、解雇制限等の要求。

4、職業病の補償

（振動障害、難聴、熱中症、腰痛などによる職業病認定者）
休業補償、配置転換手当、入院準備金、退職金別金、定年延長、弔慰金、解雇制限の要求。

三池炭鉱に働らく仲間みなさん

十月二十二日からの秋闘は情勢の厳しいなかでたたかわれていますが、労働者にとっては今日まで、合理化をはじめ労働諸条件の切り下げなどガマンを強いられました。

せめて、老後の生活を守るためにも退職金の引き上げはなにもにもかえがたい重要なたたかいです。三池炭鉱に働く労働者の力を結集して諸条件の向上をめざそうではありませんか。

諸条件の引き上げは労働者の切実な要求

三井石炭退職手当試算（定年退職）

H 3.10.18現在

実働年数	直接員		間接員		坑外員	
	定年支給金	退職手当 (含定年支給金)	定年支給金	退職手当 (含定年支給金)	定年支給金	退職手当 (含定年支給金)
5	千円	千円 82	千円	千円 716	千円	千円 646
10	79	2,032	79	1,733	79	1,534
15	211	3,903	211	3,321	211	2,932
20	543	6,445	543	5,410	543	4,720
25	906	9,698	906	8,061	906	6,969
30	1,370	13,052	1,370	11,088	1,370	9,778
35	1,370	15,943	1,370	13,651	1,370	12,123
40	1,370	18,833	1,370	16,214	1,370	14,467